

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件

北海道国民年金 事案 1691

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年9月まで

申立期間当時、私は学生であったため、私の母親が、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていたが、昭和38年12月に婚姻した際に、母親から、これからは自分たちで払うようにと私の妻に国民年金手帳を渡してくれたので、A市に転居後は、妻が保険料を納付していた。

昭和43年ごろに、B共済年金保険と重複している期間の国民年金保険料500円ほどが還付されることになり、その当時、妻は、第二子出産直後であったため、隣人の奥さんに依頼して還付金をもらい、そのお金で食事をした記憶がある。

申立期間の私の国民年金の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び特殊台帳（マイクロフィルム）に、昭和35年12月23日付けで任意加入により資格取得された国民年金手帳記号番号の記録（記号番号「*」、氏名「C」、生年月日「昭和7年*月*日」、納付済み期間「昭和36年4月から40年3月まで（39年10月から40年3月までは42年11月に還付決定）」が存在しているところ、i) 申立人の名「D」は「E」とも読めること、ii) 住所変更履歴が申立人と一致すること、iii) 申立人は39年10月からB共済年金保険に加入していたことが確認できる上、申立人によると、重複納付した国民年金保険料が還付された記憶があるとしており、その時期及び金額が申立人の主張とほぼ一致すること、iv) 申立人は、申立期間当時学生であり、国民年金の加入資格は任意加入であったことから、この国民年金手帳記号番号は、申立人の同手帳記号番号と推認できる。

また、当該未統合記録は、オンライン記録の氏名検索結果でも申立人のほかに該当する者が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から同年10月までの期間及び47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで
② 昭和48年3月

私は、昭和45年4月にA町（現在は、B町）に転居した際に、同町役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、実家が自営業なので税金の支払と一緒に家族分まとめて納付していたと記憶している。

国民年金保険料の未納期間があるというので、申立期間を含めて申立てを行ったところ、昭和49年10月から50年3月までの期間は納付済みと記録が回復したが、その理由の説明も受けていないので、申立期間について疑問を強めている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年3月の申立人の国民年金保険料については、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録等から、申立人が厚生年金保険被保険者であったことが確認できる45年12月から46年2月までの期間の国民年金保険料と併せて還付されたものと推認できるが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、46年3月31日付けで資格喪失とされており、納付済みである同年3月分の国民年金保険料を還付する合理的な理由は見当たらず、保険料を還付する必要がなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、昭和52年10月から申立人が60歳に到達する前月の平成20年*月まで付加保険料を納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる

ほか、「同居する両親の分も含めて自分又は両親がまとめて納付していた。」と供述しているところ、B町の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその両親の保険料が同一年月日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間について、平成12年8月に国民年金の資格記録追加処理が行われる以前は、すべて国民年金の被保険者期間とされていたことから、仮に現年度の保険料が未納であっても、過年度納付書が送付されたものと考えられ、保険料納付意識の高かった申立人及びその両親が保険料を未納のまま放置していたとは考え難く、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年11月から47年2月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間として記録されており、重複して国民年金には加入できない期間であることから、制度上、この期間の記録訂正を行うことはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、B町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、昭和47年11月に厚生年金保険への加入を理由に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、48年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該期間の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、同期間は、昭和48年4月1日付けの国民年金の資格取得記録を同年3月21日に訂正する処理を平成12年8月30日に行った際に生じた未納期間であることから、この時点で申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年3月から同年10月までの期間及び47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年3月まで
② 平成5年4月から6年3月まで
③ 平成13年4月から14年3月まで

私は、婚姻を契機に、妻と共に国民年金に加入して以降、私が妻の分と一緒に国民年金保険料の納付又は免除申請手続きを行ってきた。

申立期間①はA市B区役所で、申立期間②は同市C区役所でそれぞれ免除申請手続きを行ったと記憶しているので、当該期間を国民年金の申請免除期間として認めてほしい。

申立期間③は、妻については国民年金保険料が納付済みと記録されており、私だけ未納とされているが、いつも私が妻と同じ手続きをしてきたので、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。国民年金保険料の納付済期間として認められないのであれば、保険料を未納のままとすることはあり得ないので、申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3回と複数であるとともに、申立人は、申立期間以外にも国民年金の未納期間が存在する。

また、申立人は、国民年金保険料の納付及び免除申請手続きについて、いつも申立人の妻の分も一緒に同じ手続きを行っていたとしているところ、オンライン記録から、その妻も申立期間①及び②について国民年金保険料が未納になっていることが確認できる。

さらに、申立人から、申立期間①及び②について、毎年、国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたとする以外の具体的な説明は得られないとともに、

申立人が当該期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間③について、i) 当該期間の前年度は、申立人が国民年金申請免除期間、その妻が納付済期間とされている上、その妻の保険料がほぼ納付期限内に納付されていること、ii) 当該期間についてもその妻は納付済期間とされ、保険料が納付期限内に納付されていること、iii) 当該期間直後である平成14年4月から16年6月までは夫婦共に同一年月日で保険料が半額納付され、同年7月から20年10月までは夫婦共に申請免除期間とされていることから、申立期間③の前後において、夫婦の国民年金加入期間に保険料の未納を生じさせていない申立人が、当該期間のみ、自身の保険料納付又は免除申請手続きを行わなかったものとは考え難い。

また、申立人は、当該期間の保険料納付についての具体的な記憶がないとしていることから、前年度と同様に免除申請手続きを行っていたものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、母親に勧められ、昭和50年3月にA市役所で国民年金の任意加入手続きを行い、保険料を納付していた。

昭和54年9月から55年6月までは厚生年金保険に加入したが、退職後は再び国民年金の任意加入手続きを行い、保険料については、B郵便局及びC市役所内にあった金融機関の出張所で、市町村民税や固定資産税などと一緒に納付していたように思う。

任意加入をしながら、自ら資格喪失の手続をするはずもなく、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和50年3月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和54年9月1日から厚生年金保険に加入しているが、当該保険の被保険者資格を喪失した55年7月1日付けで、再度、国民年金の任意加入手続きを行っている。

さらに、i) 特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、申立期間を除く昭和50年4月から60年3月までの国民年金加入期間についての保険料をすべて現年度納付していることが確認できること、ii) 申立人の夫が定年退職したことにより国民年金の強制加入被保険者となった平成5年4月から、申立人が60歳に到達する同年*月までの期間については保険料を前納していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人の夫は申立期間の前後を通じてD共済組合に加入しており、

住所、生活状況及び経済状況にも変化がなかったとしていることから、申立人が資格喪失手続を行うべき事情は見当たらず、「任意加入をしながら、資格の得喪手続を行うために、二度にもわたり役所に出向いた記憶はない。」とする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 2524

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和29年4月25日、同資格喪失日は31年11月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年4月は8,000円、同年5月から31年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月ごろから32年8月ごろまで

申立期間は、A社B事業所でC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立事業所であるA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の加入記録は確認できなかったが、申立期間のうち昭和29年4月25日から31年11月1日までの期間については、A社本店に係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が相違する者（「昭和4年4月5日」生まれ）が、当該事業所において、29年4月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年11月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

この申立人と同姓同名の者の記録については、i) 当時のA社B事業所の事務担当者であった者に照会したところ、「申立人は、C職としてD工事現場で申立人の妻と一緒に勤務していた。D工事現場は大きな現場であり本店直轄であったため、有期雇用であった現場作業員を除く申立人のようなC職については、厚生年金保険はA社本店で加入させた。」と供述していること、ii) オンライン記録の氏名検索によっても、他に同姓同名で生年月日が昭和4年4月5日の者は一人も確認できないこと、iii) 申立人の同僚に関する供

述とその同僚の記録が符号していることから、申立人の記録であると認められる。

また、当該被保険者記録は申立人のオンライン記録に統合されていない上、申立人は、当初、申立期間に係る事業所をA社B事業所として申し立てていたため、申立人から年金記録の照会を受けた社会保険事務所（当時）では、A社本店に係る当該被保険者記録を確認することができなかったことから、申立人の基礎年金番号に未統合のままとなったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、A社本店において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和29年4月25日に取得し、31年11月1日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間（昭和29年4月25日から31年11月1日までの期間）の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社本店における被保険者名簿の記録から、昭和29年4月は8,000円、同年5月から31年10月までは1万6,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち昭和27年6月から29年4月24日までの期間及び31年11月1日から32年8月までの期間については、A社本社に照会したところ、「申立人の在籍を確認できる資料や当時の社会保険に関する資料は保存されていない。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料等を得ることはできない。

また、申立人は、「私より先にA社B事業所に勤務していたC職である上司からの誘いがあった当該事務所に採用となった。上司は私が退職する数か月前に退職した。」と供述し、また、当時のA社B事業所事務担当者は、「申立人及び申立人の妻の入社時期については、申立人が上司であったとする者の入社から半年ぐらい後であったと思う。C職については試用期間も無く入社と同時に厚生年金保険に加入させた。」と供述しているところ、A社本店における被保険者名簿によれば、当該上司は、昭和28年10月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31年7月1日に同資格を喪失していることが確認できる。その上、当該上司の被保険者記録と前述の申立人に係る未統合記録は、申立人及び事務担当者の供述内容と符合している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和54年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から同年6月23日まで

昭和54年4月1日付けで、B社からA社に異動し、同年7月31日まで同社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年6月23日からとなっており、同年4月1日から同年6月22日までの同記録が欠落している。継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から抽出した申立人と同時期にB社からA社に異動した6人に対し、申立人の勤務実態について照会したところ、回答が得られた5人全員が、「申立人と一緒に申立期間も継続して勤務していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所は平成3年9月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在が不明であることから、現在の代表取締役が当該事業所に係る同保険の適用状況について照会したところ、「当時の関係書類を廃棄しており、厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しているが、前述の同僚の一人から提出された、昭和54年1月分から同年12月分までの給与明細書及び同年分の源泉徴収

票により、当該同僚は申立期間において、B社の同年3月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年6月のオンライン記録から8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和54年6月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無い。

しかし、商業登記簿謄本によれば、当該事業所は申立期間当時から法人事業所であることが確認できる上、申立人と同様に、B社からA社に異動した同僚及び申立人の雇用保険被保険者記録から常時5人以上の従業員が勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保存されておらず不明としているが、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月25日から35年4月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を33年5月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を33年5月から同年7月までは5,000円、同年8月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年3月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から35年4月10日まで

昭和32年9月1日から36年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が35年4月10日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚4人に照会したところ、回答があった3人のうち2人は、「私は、昭和33年4月にA社に入社したが、申立人は既に勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人は少なくとも同年4月には既にA社に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、前述の3人のうち2人は、自身の記憶する入社日から約1か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このうちの一人は、「厚生年金保険には一定期間経過後に加入したと思う。」と述べている。他の一人は、自身の記憶する入社日から2年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該同僚は、「入社当初は実家から通勤しており父の扶養になっていたが、父の転勤を契機に厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、入社後、長期間にわたり厚生年金保険に加入しない特別の事情があったことがうかが

える。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 11 人に照会したところ、厚生年金保険の加入について記憶している 6 人のうちの 3 人が、「入社後、1 か月から 3 か月の試用期間があった。」と述べているところ、自身の記憶する入社日から約 1 か月から 3 か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、他の 3 人は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と述べているところ、自身の記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

以上のことから、申立期間当時、当該事業所では、厚生年金保険の加入については従業員ごとに原則的に 1 か月から 3 か月の試用期間終了後、加入手続を行っていたものと判断できるところ、申立人は、オンライン記録によると、自身の記憶する入社日から約 2 年 7 か月後の昭和 35 年 4 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、「昭和 33 年 9 月には自活できると判断し、一人で生活を始めた。」と述べていることから、入社後、長期間にわたり、申立人の都合により厚生年金保険に加入しなかったとは考え難い上、複数の同僚が、「申立人は退職するまでずっと C 職であり、勤務形態にも変更は無かった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、前述のとおり、昭和 33 年 4 月には既に当該事業所において勤務を開始していたことから、少なくとも、同年 4 月に入社したとする同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日である同年 5 月 25 日以降は、同保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 4 月に入社したとする同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、33 年 5 月から同年 7 月までは 5,000 円、同年 8 月から 34 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 35 年 3 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、当該期間において事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などが行われることとなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 35 年 4 月 10 日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 5 月から 35 年 3 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 5 月 24 日までの期間に

については、B社に照会したが、「申立人の勤務期間及び雇用形態については不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる前述の11人のうち8人は、「申立人を知らない。」と述べており、他の一人は、「私は昭和33年1月から勤務したが、申立人は私の後に入社したと思う。」と述べている上、別の二人からも申立人が当該期間において勤務し、かつ厚生年金保険が適用されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成4年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から同年6月8日まで

平成4年4月20日にB社を退職し、翌日からA社に勤務した。所持している給与明細書により、入社当初から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年6月8日となっているので、同資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、当時の事業主及び申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録により確認できる複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から28万円とする

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和42年3月23日、同資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月23日から同年10月1日まで
申立期間については、A社でB職になるための研修の受講及び業務に従事していた。

同時期に就職した同僚には厚生年金保険被保険者記録があるのに、私には無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録において、申立人と同姓同名で、性別が一致し、生年月日の日のみ相違している者（申立人の日は「*日」、同原票及びオンライン記録の日は「11日」）が、A社において昭和42年3月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、この者の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び同資格の喪失日は、A社の在籍期間証明書及びB職本採用辞令発令者名簿にある申立人の在籍期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和42年3月23日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社における被保険者原票及びオンライン記録から、1万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

昭和61年7月14日のB社の創業と同時に同社に採用となり、現在まで継続して勤務している。

B社は、親会社のA社の系列会社であり、B社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和61年9月1日以前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書、A社及びB社の回答により、申立人は、A社のグループ会社に継続して勤務し(A社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びB社では、「申立人については、昭和61年9月1日より前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入させ、同日以後についてはB社において同保険に加入させる取扱いになっていた。」と回答していることから、昭和61年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のA社及びB社の届出に係る回答により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

昭和58年4月1日にB社に入社し、同社が創業する61年7月14日までの期間は系列会社(親会社)のA社において勤務していた。B社が創業した後は、現在まで、同社で勤務している。

B社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和61年9月1日以前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書、A社及びB社の回答により、申立人は、A社のグループ会社に継続して勤務し(A社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びB社では、「申立人については、昭和61年9月1日より前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入させ、同日以後についてはB社において同保険に加入させる取扱いになっていた。」と回答していることから、昭和61年9月1日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書における総支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のA社及びB社の届出に係る回答により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

昭和58年4月1日にB社に入社し、同社が創業する61年7月14日までの期間は系列会社(親会社)のA社において勤務していた。B社が創業した後は、現在まで、同社で勤務している。

B社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和61年9月1日以前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、同僚が所持している申立期間に係る給与明細書、A社及びB社の回答により、申立人は、A社のグループ会社に継続して勤務し(A社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びB社では、「申立人については、昭和61年9月1日より前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入させ、同日以後についてはB社において同保険に加入させる取扱いになっていた。」と回答していることから、昭和61年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和61年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、上記のA社及びB社の届出に係る回答により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月30日から同年9月1日まで

昭和59年4月1日にB社に入社し、同社が創業する61年7月14日までの期間は系列会社(親会社)のA社において勤務していた。B社が創業した後は、現在まで、同社で勤務している。

B社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和61年9月1日以前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書、A社及びB社の回答により、申立人は、A社のグループ会社に継続して勤務し(A社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社及びB社では、「申立人については、昭和61年9月1日より前の期間は、親会社のA社において厚生年金保険に加入させ、同日以後についてはB社において同保険に加入させる取扱いになっていた。」と回答していることから、昭和61年9月1日とすることが妥当である。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のA社及びB社の届出に係る回答により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年2月1日、資格喪失日が17年2月21日とされ、当該期間のうち、8年2月1日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を同年2月1日とし、申立期間②の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月31日から同年2月1日まで
② 平成8年2月1日から同年3月1日まで

B社に平成8年1月31日まで勤め、翌日2月1日からA社に引き続き勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、同年1月31日に被保険者資格を喪失したことであり、同年1月分の年金記録が無い。

また、A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者資格取得日に誤りがあり、社会保険事務所(当時)から資格取得日を平成8年3月1日から同年2月1日に訂正する旨の通知があったが、「ねんきん特別便」の通知では、同資格取得日が訂正されていないので、併せて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年2月1日、資格喪失日が17年2月21日とされ、当該期間のうち、8年2月1日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されてい

る。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録及びC年金サービスセンターから提出されたA社が加入しているD厚生年金基金の申立人の加入記録により、申立人は同社に平成8年2月1日から勤務していたことが確認できる。

また、A社は「当時の事務担当者が申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出するとき、資格取得日を平成8年2月1日と記載すべきところを同年3月1日と誤って記載して提出したものと思われる。」と回答している。

さらに、社会保険事務所は、申立人のA社における厚生年金保険の加入期間照会に対して、平成19年8月6日付けで被保険者資格取得年月日を8年3月1日と回答していたものを、その後、19年9月27日付けで同資格取得日を8年2月1日に訂正して回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係るC年金サービスセンターからの回答書の記載及び平成8年3月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、C年金サービスセンターから提出されたB社が加入するE厚生年金基金の申立人の加入記録は、申立人の加入員資格喪失年月日が平成8年1月31日であり、その事由は退職である旨が記載されている上、申立人のB社に係る雇用保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者記録と合致しており、申立期間①における申立人の勤務状況が確認できない。

また、B社を継承するF社に確認したところ、「B社の当時の厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であった。」と回答しているところ、申立人は、「退職時に2か月分の厚生年金保険料が控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①においてB社で厚生年金保険の加入記録がある者11人のうち、所在が確認できた3人に照会したところ一人から回答が得られたが、申立人の勤務状況等申立内容に係る具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与

から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年3月1日、資格喪失日が19年1月1日とされ、当該期間のうち18年12月30日から19年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月30日から19年1月1日まで

当時、勤務していたA社が新たに別会社を設立することになり、平成19年1月から新会社の社長に就任した。平成18年12月分の給与はA社から、19年1月分は新会社のB社から支給され、両月とも厚生年金保険料は給与から控除されていた。厚生年金保険の加入記録について、18年12月分が空白期間になっているが、これは、A社が被保険者資格喪失届の提出に当たり同資格喪失日を19年1月1日とすべきところを誤って18年12月30日として届け出たことによるものである。

なお、A社からは、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の訂正の届を提出し、訂正の処理が行われているが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年

3月1日、資格喪失日が19年1月1日とされ、当該期間のうち18年12月30日から19年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した平成18年12月分の出勤簿（写し）並びに平成18年分及び19年分の賃金台帳（写し）により、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された平成19年分賃金台帳の報酬額及び厚生年金保険料控除額から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成10年9月1日であると認められることから、同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である、

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から同年9月1日まで

平成3年4月1日から勤務していたA社を10年8月31日付けで、同社B支店において退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年8月1日となっており、同年8月の厚生年金保険被保険者資格期間が空白になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、C年金サービスセンターから提供された申立人の「D厚生年金基金」の加入記録及びD健康保険組合の資格喪失日の記録により、申立人は申立期間にA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C年金サービスセンターから提供された申立人の回答書では、申立人が、平成3年4月1日にD厚生年金基金加入員資格を取得し、10年9月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社B支店の庶務担当者は、「社員の厚生年金保険被保険者の資格喪失の手続は、本部担当部署から送付されてきた機械印字された複写式の届出書類で、資格喪失予定者の記名押印及び内容を確認した上で、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合に届出書類を提出していた。」と供述している。

加えて、申立人の当時の上司は、「私の手帳の備忘録には、申立人は平成10年8月31日退職予定と記載があり、申立人が同日に退職したことを記憶して

いる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が平成10年9月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成10年7月のオンライン記録から、36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から54年7月まで

私は、昭和45年3月までA市に住んでいたところ、時期ははっきりしないが、43年6月ごろA市役所で国民年金に加入した。申立期間のうち、A市在住の43年6月から45年3月までの国民年金保険料は、同市役所又はB金融機関の窓口で印紙を購入して年金手帳に貼付し、検認印を押してもらっていた。C市へ転居後の昭和45年4月からは、主に両親に任せていたので、よく覚えていないが必ず納付していた。厚生年金保険と国民年金の手帳が1冊に集約されることにより、古い手帳は会社の担当者に渡したので、現在所持していないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号について、申立人の旧姓は「*」であるところ、昭和42年9月ごろA市から「*」名義で払い出されており、当該手帳記号番号の特殊台帳（マイクロフィルム）から、42年1月1日に被保険者資格を取得し、同年12月1日に喪失したことは確認できるが、i) 42年11月に婚姻した申立人の氏名変更が行われていないこと、ii) 申立人は、45年4月にC市に転居しているが、申立人の住所変更が行われていないこと、iii) 加入期間（昭和42年1月から同年9月まで）の国民年金保険料の納付記録が無いことから、当該手帳記号番号が申立人の基礎年金番号に統合された平成20年7月17日まで、別名義の国民年金被保険者記録として存在していたものと推認でき、当該手帳記号番号で申立期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当初の住居地であるA市で国民年金の加入手続

を行ったと述べているが、統合された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が払い出され、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人の記憶はあいまいで、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から12年3月まで
② 平成12年4月から13年3月まで

私は、平成3年5月ごろにA市B区役所から、国民年金の加入勧奨のはがきが送られてきたので、親と相談して国民年金に加入した。

申立期間当時は学生であったので、国民年金保険料の免除申請及び学生納付特例の申請をしたはずであり、その記録が無くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月ごろに国民年金に加入し、学生の保険料免除を受けたと主張するが、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者となった13年5月に初めて付番されていることから、同番号制度が導入された9年1月時点においても、公的年金に加入していなかったものと推認される。

また、申立期間①について、申立人の世帯主等の給与所得の合計額が国民年金保険料の免除基準を超えていたと推認できることから、仮に免除申請を行ったとしても、免除不承認となったものと推測される上、免除申請手続は、毎年行う必要があるが、申立人にその記憶がない。

さらに、申立期間②についても、国民年金に未加入であったものと推測される上、申立人は保険料の納付猶予申請書の提出に関する記憶が曖昧であり、納付猶予承認（不承認）通知書を受け取った記憶もないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1697

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、私の夫に勧められて国民年金に加入し、第3号被保険者となるまで国民年金保険料を納めていた。

私の国民年金の加入手続や保険料納付については、A村役場（現在は、B市）に勤めていた夫がすべて行ってきており、申立期間の保険料についても夫が役場の窓口で納付してくれていたはずである。

申立期間に係る資格喪失手続をした記憶もなく、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人は関与しておらず、申立人の夫が行っていたとしているところ、その夫は、申立期間の保険料の納付状況について、夫の勤務先であったA村役場で納めていたこと以外の記憶が曖昧である上、同村役場で収納業務を行っていた夫の元同僚からも保険料の納付状況等について聴取することができないため、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人は、昭和59年4月28日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、B市の申立人の住民基本台帳における国民年金に係る事項を確認したところ、同台帳でも同被保険者資格を同日に喪失していることから、申立期間は未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1698

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和58年11月4日に、A銀行（現在は、B銀行）で納付した領収書を持っている。

昭和58年9月に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料は還付されたとのことだが、私は、当該資格喪失や還付金受取のを行った覚えはない。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは明白であるので、申立期間が国民年金の未加入期間で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る金融機関の領収印が押された領収証書を所持しており、当該保険料については申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）にも納付されたことが記載されていることから、申立人は申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

しかしながら、申立人の特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人が昭和58年9月10日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を収納することはできないところ、当該期間の保険料を還付する手続が行われたことが申立人の特殊台帳に還付金額等とともに明確に記載されており、その内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から51年3月までの期間、60年6月から平成2年12月までの期間及び3年3月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から51年3月まで
② 昭和60年6月から平成2年12月まで
③ 平成3年3月から4年3月まで

私は、申立期間①又は申立期間②及び③のいずれかの期間について、平成10年ごろに、さかのぼって国民年金保険料を納付することができると記載された社会保険事務所（当時）のはがきを受け取ったので、手元にあった資金及びA銀行B支店の預金口座から引き出した資金と合わせて20万円ぐらいの保険料を指定期限内に全額納付した。

申立期間の国民年金保険料がいずれも未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①又は申立期間②及び③のいずれかの期間の国民年金保険料について、さかのぼって納付したとする平成10年の時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できない期間である。

また、国民年金保険料の申請免除期間である申立期間②及び③については、追納の承認があった月前10年以内の期間に限り追納することができる。申立人がさかのぼってまとめて納付したとする平成10年の時点で、申立期間②のうち追納可能な昭和63年1月から平成2年12月までの期間及び申立期間③の追納に必要な金額は、54万4,440円であることから、申立人が納付したとする金額（20万円ぐらい）とは大きく相違する。

さらに、申立人は、申立期間③後の国民年金保険料をすべて現年度納付しており、平成10年の時点で、申立期間②のうち昭和63年1月から平成2年12

月までの期間及び申立期間③の申請免除期間の追納のみが可能であるところ、その時点で申立人は、さかのぼって保険料を全額納付したとしているが、申立人は、「翌年の平成 11 年ごろに、再びさかのぼって国民年金保険料を納付することができる」と記載された社会保険事務所のはがきを受け取った。」と述べており、平成 10 年の時点でさかのぼって申立期間の国民年金保険料を全額納付し、翌年の 11 年の時点で保険料の未納期間及び追納可能期間が無かった申立人に、社会保険事務所が再び同様のはがきを送付することは考え難い。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1700

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年3月まで

私は、失業者雇用促進事業の一環として、昭和45年6月1日から46年3月19日までA訓練校に在籍した。当時、失業保険は訓練校側にいったん給付されて、その中から授業料、物品購入費、生徒会費等が差し引かれ、かつ、高齢者が遠方から来ていたので、国民年金保険料の納付に支障を来すということで、同訓練校が失業保険から訓練生の保険料を代行納付してくれていたと記憶している。

当時、妻も国民年金保険料を3か月ごとにB町（現在は、C町）役場で納付していたので、その時に、役場の担当者から、私の国民年金保険料が未納ということで納付の督促を受け、昭和45年6月から46年3月までの保険料4,350円を46年3月20日に一括納付した。妻は、同訓練校が私の国民年金保険料を納付していたことを知らなかったため、督促を受け保険料を納付したのだと思う。

申立期間の国民年金保険料が重複納付されたと思うので、還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「申立期間当時、在籍していたA訓練校が、失業保険の中から私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と述べているが、A訓練校の関係書類を継承したB訓練校に申立内容について照会したところ、申立人は、昭和45年6月1日から46年3月19日までA訓練校に在籍していたこと、及び失業保険受給者であったことは確認できるものの、同訓練校が申立人の失業保険から国民年金保険料相当額を控除し保険料を納付していた事実は確認できなかった。

また、申立人は、同訓練校による国民年金保険料の納付とは別に、申立人の妻がB町の督促を受け、申立人の当該期間の国民年金保険料を一括で現年度納付したものであるとしているが、同町の被保険者名簿には、申立人の妻が納付したものと考えられる納付記録のみが確認できる上、特殊台帳及びオンライン記録にも重複して申立人の国民年金保険料が納付された形跡が見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料が重複して納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が重複して納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 2 月 21 日まで
② 平成元年 2 月 20 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 62 年 9 月 1 日に A 社 B 店にアルバイトの C 業務員として入社し、平成元年 1 月 31 日まで勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、平成元年 2 月 20 日に D 社にアルバイトの E 業務員として入社し、同年 10 月 30 日まで勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当時の給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が A 社 B 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当社が保管する雇用保険被保険者離職証明書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書により、昭和 63 年 2 月 21 日から平成元年 1 月 31 日までの期間は勤務していたことは間違いないが、申立期間については当時の賃金台帳や社員名簿等の資料は保存されていないことから、申立人の当時の勤務実態については分からない。また、厚生年金保険の適用については、当時、アルバイトの従業員は 2 か月以上の試用期間経過後に加入させていたと思う。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人（当該同僚が名前を挙げた同僚一人

を含む。)及びオンライン記録により申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚4人の合計8人に照会し、うち7人から回答が得られたところ、このうち申立人が名前を挙げた同僚1人を含む5人は、「入社から一定期間経過後(大半は3か月から4か月後)に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、この供述は前述の当該事業所の回答とも符合している上、5人のうちの1人は、「当時も現在も多くは社員はアルバイトのC業務員として入社し、3か月から4か月の試用期間経過後に正社員に登用された。試用期間中、給与は日給月給で給与から保険料は控除されず、厚生年金保険等の社会保険には加入しなかったが、正社員になると給与が月給制となり同保険料が控除された。申立人も、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

なお、オンライン記録によると、申立人は昭和58年4月から63年1月まで国民年金に加入し、申立期間①中の62年9月から63年1月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の従事業務に係る供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人はD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社では、「申立期間について雇用契約書や賃金台帳及び社会保険等の資料が保存されていないことから、当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については分からない。」と回答している。

また、当時、D社の代表取締役社長であった者に照会したが、同人は、「当該事業所に常勤していなかったため、業務に関しては、F社G支店から出向していた代表取締役専務に一任していた。申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況については分からない。」と述べている上、当時、社会保険等の事務手続を行っていたとされる代表取締役専務であった者に対し照会したものの、回答を得ることができず、当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等を確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により申立期間及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人に照会し、全員から回答が得られたところ、申立期間②当時、H職としてI業務関係を担当していた同僚は、「当時、正社員に登用した段階で社会保険に加入させていたと思う。」と述べており、また、申立期間②中の平成元年5月1日に当該事業所で厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚（現H職）は、「昭和62年4月に臨時のJ職として入社したが、厚生年金保険は正社員になった2年後に加入した。申立人が平成元年2月ごろにアルバイトで入社しているというのであれば、正社員になるまでの間は同保険に加入していなかったと思う。当時は正社員になるまで最低でも3か月の試用期間があったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月ごろから 63 年 10 月ごろまで
申立期間は、A社で正職員としてB業務の仕事に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 58 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、当時の事業主も既に死亡している上、同じA社名で開業している事業主の息子に照会したところ、「父が経営していたA社に関する資料は保存されていないので、当時のことは分からない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、一人は、「申立人は、おおむね申立期間中、A社に勤務していたと思う。」と供述しているものの、他の一人は、「私は、昭和 53 年 4 月から平成 2 年又は 3 年ごろまでA社に勤務した。申立人はA社に勤務していたが、申立期間に勤務していたかどうかは分からない。私は、A社に勤務していた途中で事業主の都合により厚生年金保険に加入しなくなった。」と供述しており、オンライン記録によると、同人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和 58 年 8 月 26 日)に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、

その後の勤務期間（昭和 58 年 9 月から平成 3 年 3 月までの期間）については国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 54 年 1 月まで

申立期間においては、A社B支店内で同社が経営していたC商業施設に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく同事業所に勤務し、給与から同保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後の昭和 54 年 10 月 16 日から平成 2 年 3 月 31 日までの期間において勤務していた事業所に保管されていた、申立人の職歴が確認できる履歴書及び社員名簿のいずれにおいても、申立人のC商業施設における勤務期間は、申立期間の一部を含む昭和 50 年 9 月から 53 年 4 月までの期間が記載されていることから判断すると、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、C商業施設を経営していたのはA社であったと主張しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について同社に照会したところ、同社は「当社B支店内に所在していたC商業施設B店は、当社の関連法人であるD社が経営していた。」と回答していることから、C商業施設を経営していたのは、D社であったと考えられる。

また、オンライン記録によると、D社は、平成 5 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、同年 9 月 30 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び同保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、D社は、昭和 63 年 10 月 1 日に厚生年金

保険の適用事業所となっていることから、申立期間においては、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人のうち3人は、申立期間において、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、前述の同僚4人に照会したところ、回答が得られた3人のうち2人が、「C商業施設では、厚生年金保険に加入していなかったが、給与から同保険料が控除されていたか否かについては覚えていない。」と供述しており、このうち一人は、「C商業施設は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人が同事業所で同保険に加入していたとは考え難い。」と供述している。

なお、D社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、同社で勤務する職員は、同社の関連法人であるA社で同保険に加入していたことが考えられるが、これについて、A社は「D社で勤務する職員を当社で厚生年金保険に加入させていたということはない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとも考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 14 日から 38 年 10 月 1 日まで
申立期間について、A社で臨時雇用員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間は、厚生年金保険に加入していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務経歴書の写し及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、B社に照会したところ、「当社は、昭和 62 年 4 月 1 日に新会社となっているため、A社時代に関する資料等が無く、回答することができない。」と回答している上、同社が確認したC共済組合の資料によると「臨時雇用員・試用員はD共済組合に加入できず、また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 10 月以降のため、申立期間は同保険の加入期間とならない。」としているところ、勤務経歴書の写しにより、申立人は申立期間当時、臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

さらに、E社に照会したところ、「申立期間当時のA社では、臨時雇用員等に対して職員に適用されたD共済組合員の資格が付与されていなかった。臨時雇用員等に係る厚生年金保険の加入について定めた事務処理規程が昭和 38 年 10 月 1 日に施行されたことから、申立人の申立期間は同規定に基づき厚生年金保険の適用事業所としての届出を提出する以前の期間となるため、同保険の加入記録は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が、38 年 10 月 1

日であるのはその事由と思われる。」と回答している。

加えて、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚4人に照会し、回答が得られた4人全員が「申立人とはA社で一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な資料及び供述は得られない上、当該同僚4人のうち「厚生年金保険の適用事業所となる前から臨時雇用員として勤務していた。」と供述している二人についても、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、申立人と同様に同保険の加入記録は確認できない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 15 日から 43 年 6 月 13 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については、脱退手当金を受給済みとなっている。幼少期から病弱で視力が弱かったことから、年金を将来の生活費に充てることにしていた。脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 7 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、生存及び所在が確認できた 4 人に照会したところ、全員から回答が得られ、うち二人が、「当該事業所で脱退手当金制度の説明を受けた記憶がある。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立人の整理番号の前後 50 人の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 6 月の前後 2 年以内に資格喪失した受給資格のある者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 8 人は資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2541 (事案 1384 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 10 日から 54 年 5 月 1 日まで
② 昭和 57 年 1 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 53 年 9 月末に A 社を退職し、同年 10 月から B 社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。このため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から認められないと通知された。

新たな資料として、昭和 53 年 10 月ごろに B 社の営業先を記入した手帳及び同年 10 月ごろに営業先で受け取った名刺の写しを提出するので、申立期間①に同社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②について、昭和 57 年 1 月 31 日に B 社を辞めてから、厚生年金保険第 4 種被保険者となるために C 社会保険事務所 (当時) に届出をして、保険料を納付したが、第 4 種被保険者としての加入記録が無い。このため、第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から認められないと通知された。

知人から厚生年金保険の加入期間が 5 年以上あれば厚生年金を受給できると聞いて、間違いなく同保険料を納付していたので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、B 社は昭和 57 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはで

きなかったこと、ii) オンライン記録から申立期間①に同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人のうち3人は、「申立人が勤務していた期間については記憶がない。」と供述しており、ほかに申立人が同社に53年10月から勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 上記のうち二人については、オンライン記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月後、4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、いずれも、「当時、試用期間があった。」と供述している上、これらの者から、被保険者資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、同社では、採用後一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当であること、iv) オンライン記録により、申立人がB社の前に勤務していたとするA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は54年1月1日であることが確認できるところ、申立人は、「A社は昭和53年9月に退職した。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間①前後にA社で同保険の加入記録が確認できる同僚3人から、申立人が53年9月30日に同社を退職したことをうかがわせる供述は得られなかったほか、上記3人のうち、経理、総務担当者であったとの供述が得られた二人は、いずれも、「従業員が退職したにもかかわらず、その後も厚生年金保険に継続して加入させることはない。」と供述していること、及びv) C社会保険事務所が保管する申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者原票及びA社に係る同原票を調査したところ、いずれも、不自然な訂正等が行われた形跡は無いことを理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、「B社には昭和53年10月10日に入社し、同年同月にB社での営業先を記録した手帳と同年同月に営業先から得た名刺があり、申立期間①は同社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が名前を挙げた同僚一人は、「昭和54年2月にB社に入社した時、申立人は同社で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間①のうち昭和54年2月から同年5月1日までの期間は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) 当該手帳により、10月16日から12月20日までの月日（年は不明）及びD市役所の部署名等の記載が確認できるものの、受け取った年月日が記載されている名刺の会社9社のうち2社は当該手帳により記載が確認できるが、他の7社については当該手帳に記載が見当たらないこと、ii) 当該名刺16人のうち生存及び所在が確認できた二人のうち一人は、「昭和53年に申立人の長男の結婚の仲人をした時に申立人と交換し

た名刺だと思う。」と供述しているところ、申立人の長男は申立期間①前の53年3月に婚姻していることが確認できること、iii)名刺の9社のうち、現在存続が確認できる5社にB社及び申立人との関係について照会したところ、4社から回答を得られたが、そのうち1社は、「B社と取引関係はない。」と回答し、3社は「B社と取引関係があったか否かは不明。」と回答し、これらの会社との取引関係は確認できないことから、申立人が53年10月にB社に入社したと特定することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が新たに提出した手帳及び名刺並びに申立人の供述内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 厚生年金保険第4種被保険者の要件が、昭和60年改正前の厚生年金保険法第15条により、被保険者期間が10年以上である者と規定されているところ、オンライン記録により、申立人が第4種被保険者の届出を行ったと主張する57年1月末の時点において、申立人の厚生年金保険加入期間の合計は4年4か月間にすぎないことが確認でき、申立人は、第4種被保険者の要件に該当していなかったこと、ii) C社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者原票には、第4種被保険者の記号番号の記載が無い上、第4種被保険者原票も見当たらないこと、iii) 申立人に厚生年金保険第4種被保険者となる手続を勧めたその知人は、オンライン記録により、57年4月1日に第4種被保険者資格を取得したことが確認できるものの、同人は、当該時点で既に10年2か月間の厚生年金保険加入期間があったことが確認できることから、申立人とは異なり、第4種被保険者の要件を満たしていたこと、iv) 申立人が申立期間②当時のものであると主張する手帳には、金額の記載の無い「任継振込」、「社会保険振込」等の記載が多数確認できる一方で、「2/4社会保険料 13600」との記載が1か所だけ確認できるが、当該記載が申立期間②中の57年2月に係るものであるとすれば、当該金額は、申立人がB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点の標準報酬月額に見合う政府管掌健康保険の任意継続保険料と合致していることが確認できることから、申立人が当時納付した保険料は、政府管掌健康保険の任意継続保険料であったものと考えられること、及びv) 申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料も無い上、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことを理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成21年10月14日付けで年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「B社を退職後、知人から第4種被保険者として同保険料を納付できることを聞いて、同保険料を納付した。」と主張しているが、新たな資料の提出は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者として申立期間②に係る同保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A事業所（現在は、B社C支店）における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかしながら、当該事業所において、昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 4 月 30 日までの 6 か月間、臨時職員としてD業務の仕事をし、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA事業所に平成元年 4 月 30 日まで勤務していたと申し立てているものの、B社C支店の職員等に係る厚生年金保険の事務手続に関する業務を受託しているE社に照会したところ、「申立期間当時の申立人に係る雇用契約書、賃金台帳等の書類は無く、また、当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人が平成元年 4 月 30 日まで勤務していた否かについては分からない。当時、各事業所では日曜日は休業としており、元年 4 月 30 日が日曜日であることから、申立人は同月 29 日付けで離職したことが考えられる。元年 4 月 29 日(土曜日)は祝日だが、当時、祝日であっても土曜日は営業しており、寒い時期であったので、D業務担当であった申立人は、当日出勤していたと考えられる。当時の庶務課（厚生年金保険事務担当部課）の職員によれば、臨時職員については月末が日曜日の場合、土曜日を退職日としていた。また、厚生年金保険料は、在籍している同保険被保険者の名簿を必ず確認した上で控除していたので、月末の資格喪失者から退職月分の同保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

また、A事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、昭

和 63 年 11 月 1 日付けで被保険者資格を取得し、平成元年 4 月 29 日付けで離職していることが確認できる上、これは、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録と一致する。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間前 5 年間に同保険被保険者記録が確認できる者は 4 人であるが、うち二人は既に死亡しており、残り二人も住所が不明であることから、これらの者から申立期間当時の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

その上、申立期間について申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から同年 12 月まで
② 昭和 36 年 1 月から 37 年 2 月 1 日まで

申立期間①は、A社B支店にC職として勤務していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間②は、D社（現在は、E社）F事業所に勤務していた期間であるが、入社当初の加入記録が無かった。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社B支店における従事業務に関する具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に同社同支店でC職として勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、事業所索引簿によると、当該事業所は、昭和 51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の事務を引き継いだA社G支店は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所においてC職の労務管理を担当し、その後、同社の労働組合の専従職員となった同僚は、「私は昭和 35 年にA社B支店において、H業務担当からI業務主任となり、C職の労務管理を担当した。当時、同社では、C職について入社当初は臨時社員として採用し、正社員としては採用していなかった。正社員は、臨時社員に登用試験を受けさせ、上位の合格者から正社員として採用しており、当該年度の正社員の採用人数

は、毎年、同社と同社の労働組合が協議して決めていた。このため、申立人は、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と回答している。

さらに、複数の同僚も、上記の労務管理担当者と同じく、「入社当初は、臨時社員であった。同社の登用試験を受け、臨時社員から正社員へ身分が変更となった。」と回答しているところ、申立人には、正社員となるための登用試験を受けた記憶がない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及びその前後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 21 人に照会したところ、申立人と同職種(C職)の同僚 5 人から回答を得たが、これら同職種の同僚について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係を見ると、いずれも本人が入社したと記憶している日から、1年から4年9か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びJ年金基金の記録により、申立人が申立期間②において、D社F事業所でK作業員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引簿によると、当該事業所は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、D社を承継したE社本社は、「当時の資料は散逸しているため、申立人の勤務実態等は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立期間②当時、当該事業所において労務担当者であった同僚は、「当時、K作業員は、入社と同時に本採用となることはなく、最初は日雇い又は準社員として勤務する。毎年、労働組合と会社の交渉によって、その年の本採用者数を決めた上、試験を行っていた。試験に合格した者は、年齢等を考慮して給与額を決定し、それを給与担当者に連絡することとなっていた。このため、申立人は、入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も控除されていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及びその前後に当該事業所において、申立人と同じK作業員として厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 16 人に照会したところ、10人から回答を得たが、これら同僚について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係を見ると、10人中9人が入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、同被保険者資格の取得は、入社したと記憶している日から、3か月から1年6か月後となっている。そして、残り一人は、「私は本社採用であった。」としており、現場採用であったとする申立

人とは、採用時の状況が異なっている。

- 3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。